

## 32. 6次産業化支援対策

平成30年度予算額：  
2,431百万円

### 概要

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む加工・直売（新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等）の取組及び市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援します。

また、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備します。

### ●対象事業及び支援内容

#### 1 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売関係

##### (1) 食料産業・6次産業化推進交付金のうち加工・直売の推進

###### ① 6次産業化等に関する戦略の策定・人材育成研修

都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定（更新）や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。

###### ② 新商品開発・販路開拓等の支援

農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた加工適性のある作物の導入、新商品開発・製造、販路開拓等の取組を支援します。

###### ③ 地域ぐるみの6次産業化の取組に対する支援

市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って、市町村等が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発や販路開拓等の取組を支援します。

〔 交付率：都道府県への交付率は定額、  
事業実施主体へは定額、1/3以内（市町村戦略に基づく取組は 1/2以内）  
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等 〕

##### (2) 食料産業・6次産業化整備交付金のうち加工・直売施設整備

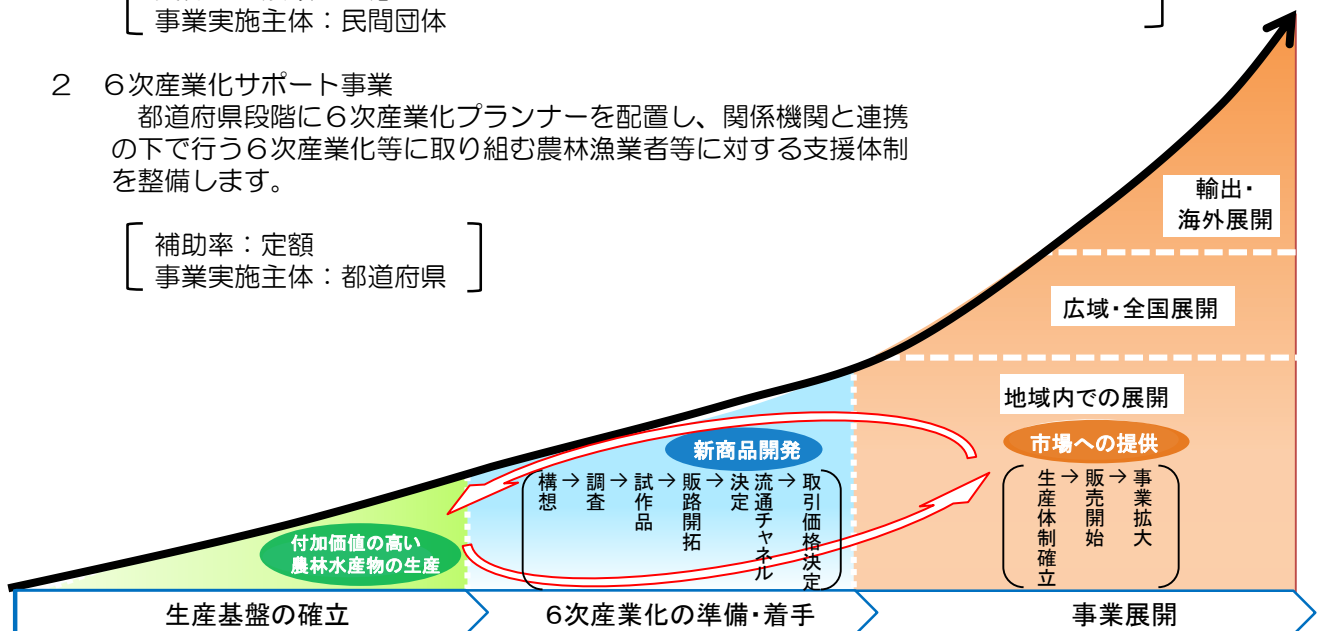
6次産業化・地産地消又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備を支援します。

〔 交付率：3/10以内（中山間地（農業）又は市町村戦略に基づく取組は 1/2以内）  
交付金上限額：1億円  
事業実施主体：民間団体 〕

#### 2 6次産業化サポート事業

都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、関係機関と連携の下で行う6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備します。

〔 補助率：定額  
事業実施主体：都道府県 〕



○問い合わせ先：近畿農政局 経営・事業支援部 地域連携課

電話 075-414-9101 FAX 075-414-7345